

平成30年度横手市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時 平成31年3月25日(木) 午後1時30分 ～ 3時00分
場 所 クリーンプラザよこて 研修室

出席者

審議会委員	1番	笠井	みち子
	2番	高野	恵津子
	3番	小松田	かよ子
	4番	黒政	和子
	5番	鷹田	芳子
	6番	高橋	弘子
	8番	中谷	武司
	9番	佐藤	政彦
	10番	鈴木	勝
	11番	熊谷	昇
	12番	高橋	長一
	13番	鈴木	久徳
	14番	佐藤	哲也
	16番	山本	眞喜子
	18番	上田	卓巳
	19番	佐藤	徹也

欠席者

審議会委員	7番	小棚木	美和子
	15番	遠藤	宗一郎
	17番	佐藤	政実

事務局

市民生活部長		佐藤	均
生活環境課長		佐藤	信
生活環境課長代理兼廃棄物対策係長		小野	智
生活環境課廃棄物対策係	主査	高田	寛久
生活環境課廃棄物対策係	主査	大友	宣宏
生活環境課廃棄物対策係	主事	片倉	大吾

1. 開 会

本日は大変お忙しい中、横手市廃棄物減量等推進審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、生活環境課佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本審議会の第7期委員をお引き受けくださいます、大変ありがとうございます。また、委嘱状につきましては大変恐縮でございましたけれども、昨年度中に郵送にてお送りしております。2年間の委嘱期間ということではありますが、市の廃棄物行政に対しまして、ご協力をお願いします。

それでは只今より、平成30年度横手市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

2. あいさつ

皆様大変お疲れ様でございます。市民生活部長の佐藤です。よろしくお願いいたします。本日は雪解けとともに、春の作業など見えてきたお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。昨日の朝は突然雪が降りまして、市の除雪車が大森町1箇所だけ出動しております。あとは県道だけだというお話でございました。15センチから多い所では30センチほど積もったとのことでした。

さて、廃棄物減量等推進審議会では、ごみを減量することを目標に行っていますけれども、このところ経済情勢が良いこともあり、市全体ではごみが増えている状況にあります。ただ、収集委託をしているごみ集積所から収集しているごみは減少している傾向にあります。市全体では事業系ごみを足しますと、増えているといった状況です。何卒皆様から色んなご意見を出し合ってもらいまして、事務局といたしましても、ごみ減量を目指してがんばっていきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は諮問案件としまして、平成31年度横手市一般廃棄物処理実施計画を協議していただくこととなります。更に報告案件としまして、一昨年の水害を踏まえまして、横手市災害廃棄物処理計画を作成している途中ですので、皆さんに披露したいと考えております。内容をご精査いただきまして、委員の皆さんの忌憚のないご意見をたくさん頂戴したいと思っておりますので、何卒意見を賜りますよう申し上げましてあいさついたします。

本日はよろしくお願いいたします。

3. 事務局職員紹介

(佐藤生活環境課長が事務局職員紹介)

4. 委員紹介

(1番笠井みち子委員より19番佐藤徹也委員の順に自己紹介)

5. 会長の互選について

課 長：横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条によりまして、委員の皆様から本審議会の会長を選出する事になっております。

どの様にお取り計いしたらよろしいでしょうか。

(委員間より「事務局の案はないか」との声が上がる)

課長：事務局案という事がありましたので、事務局案を示してよろしいでしょうか。

(委員間より「異議なし」との声が上がる)

事務局：会長に4番黒政和子さんをお願いしたいと思います。

課長：事務局案にご異議ありませんでしょうか。

(委員間より「異議なし」の声が上がる)

課長：それでは、本審議会の会長には、黒政和子委員に決定いたしました。

6. 会長あいさつ

会長：雄物川の黒政です。只今ご指名がありましたけれども、本当はこのような会は、皆さんで話し合っただけで決めていただくのが一番だと思ってます。今回は時期が時期なのでまた会長になりました。この会議は皆さんから、色々ご助言をいただかないといけない会議ですので、どうかご協力の程よろしくお願ひします。

課長：ありがとうございました。ここからの進行は、「横手市廃棄物処理及び清掃に関する条例」第11条第1項第2号の規定により、黒政会長にお願いします。

7. 会長職務代理者の指名について

会長：それでは、ただいまから次第に従いまして議事を進行します。なお、本日は横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条第2項に規定する過半数の委員が出席しておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、次第に沿って会を進行します。次第7「会長職務代理者の指名」につきましては、横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項第3号に「会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。」ことと規定しています。条例に従い「18番の上田卓巳委員」を指名します。

上田卓巳委員、よろしくお願ひします。

8. 議事録署名委員の選任

会 長：議事録を残すため、議事録署名委員を選任したいと思います。今回は8番の中谷武司委員、9番の佐藤政彦委員にお願いします。

9. 協 議

会 長：それでは市長より当審議会へ諮問されておりますので、審議に入らせていただきます。「平成31年度一般廃棄物処理実施計画」について事務局から説明をお願いします。

「平成31年度横手市一般廃棄物処理実施計画」(案)について(諮問)
(事務局より説明)

会 長：ただいま、事務局より説明がありました「平成31年度一般廃棄物処理実施計画」について、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

会 長：アプリの件だが、平成31年の4月から利用可能なのか。

事務局：現在スマートフォン向けのアプリの業者さんと打合せをしており、契約をしてから3ヶ月程準備に時間がかかるとのことでした。4月に契約をしたとして、早くても7月頃、できればお盆頃に利用を開始できればと考えているところです。遅くとも消費税増税が予定される10月までには全て終了の方がお金の面もそうですが、早めにごみの分別を周知できるということで、遅くとも消費税増税前までには導入し、新しいごみの分別冊子を配布する際には、ごみの分別アプリもあると掲載できるように取り組みたいと思います。

委 員：直接搬入が増えたということだが、ここの施設職員の対応がよい。地区に出すと、これはおもちゃだがモーターが入っているともっていかないとか、そのようなトラブルが結構ある。ここに持ってくると仕分けをしてくれる。今後もあると思うが、家を解体して新築する場合は結構ごみが出る。そうなる、ますます利用されると思う。

事務局：施設の対応が良いとお褒めの言葉をいただきありがとうございます。集積庫の方に出されたごみにつきましては、収集については厳しく行っております。やはり、分別不良で出されたものについては、一旦残しておくことで次回から気を付けてもらうような意味を込めて置いていきます。直接搬入の件につきましては、施設の職員が分別を行っているのではなく、このごみはこっちと案内をし、持ち込んだ方に直接分別をしていただいている状況です。

委 員：ごみの分別はかなり難しい。子どものおもちゃは、プラスチックなのか小型家電なのか。その辺の線引きは分解して出せということか。

事務局：おもちゃ類で一番多い分別不良は、電池を取り除かないで出すことです。取り除かないままごみとして出すことは非常に危険です。子どものおもちゃについては、燃やすごみなのかもしくは小型家電なのか、金属類なのかということだと思います。基本的に乾電池を取り外して頂いたものは、物がプラスチックでできているものは燃やすごみとして出していただいても構わないです。小型家電のイメージとしては、コードがついているものになります。いずれ、平成31年度にごみの分け方・出し方の冊子を改定するといった説明をさせて頂きましたが、そういったところを含めて、定義づけを行いたいと思っております。

委員：うちの町内では、燃やさないごみが非常に残される。これからはますます高齢化が進むのでどうしたらよいものかと思っている。

委員：ごみの減量化ということで、スーパー等に設置されている資源ごみの収集量は、実施計画に含まれているのか。

事務局：含まれておりません。

委員：化粧品の容器についている鏡は壊して出すべきか。

事務局：基本にごみを分解して出してもらうことは想定しておりません。鏡部分と容器部分を分解して出してもらうのが理想ですが、危険ですのでお願いしておりません。ちょっと位の金属等は燃やすごみとして出してもらっても構わないとしております。例えば、バックの金具やチャック等は燃やすごみで出してもいいとご案内しておりますので、先ほどの化粧品容器についている小さな鏡であれば、本当はガラスせともものと燃やすごみに分けてほしいところではありますが、分解せずに燃やすごみでいいです。この点についても、新しいごみの分別には定義づけを行い、割合等も含めて記載したいと考えているところです。

会長：飾り等が付いている鏡を、ガラスせとももの日に出したが、置いて行かれた経験がある。その辺は非常に難しい。

事務局：燃やさないごみとは、直接埋め立てをしているごみではありません。燃やさないごみとして収集されたごみは、一旦この施設で粉々にします。粉々にしたのから金属を取り除き、余りを燃やすごみとして焼却処分しています。燃やさないごみの定義は、混ざっていてとれないものという意味です。例えば鍋の枝の部分の部分が木材で、鍋部分は金属です。金属の日に出してもらっても構わないのですが、粉々にして金属のみ取り出しますので、燃やさないごみでも可能です。その辺の線引きが非常に難しいので、新しい分別冊子では、定義づけを行いたいと考えています。

委員：事業ごみの減量化というところで、クリーンプラザよこてに産業廃棄物を混入させないよう取り組むと書いてある。実際自分のところの作業場を考えたときに、燃えるごみ、ビニール、缶、びん、ペットボトルというような形で分別して出しているのだが、産業廃棄物とはどのようなごみを指すのか教えてほしい。

事務局：事業者さんは詳しいと思いますが、一般の方は馴染みがないと思いますので、説明いたします。委員が仰ったごみの中で、例えば燃やすごみや生ごみは事業系一般廃棄物ということで、ここクリーンプラザよこてに搬入することが出来ます。但し、厳密に法を解釈すると、あらゆる事業活動から発生した廃プラスチックは産業廃棄物となります。例えば、業者さんが搬入するごみに廃プラスチックが搬入したとした場合、ここクリーンプラザに出すことは出来ないということになります。例えば、味噌が入っていたプラスチックの桶ですが、みなさんが家庭から出す場合は燃やすごみとなります。しかし、飲食業者が出す場合は、廃プラスチックと違って、同じものなのですがクリーンプラザでは取り扱えないこととなっています。但し混ぜこぜでごみを搬入されると、分からないので、若干の混入は良きにせよ、展開検査を実施して、これはクリーンプラザに搬入してはいけないと、分からない業者さんに指導を行いたいと考えています。

委員：我々と業者間でニュアンスの違いでトラブルになったため今回確認した。

委員：衣類の方で、燃やすごみの袋に入ればよいが、大量に廃棄する場合袋に入らない場合がある。直接搬入が悪いように感じるが、布団等を廃棄する場合は、直接搬入しても構わないものか。

事務局：どちらが悪いということではありません。ごみ袋に入るものであれば、集積庫へ出していただけます。もちろん、直接施設へ搬入していただいても構いません。

会長：ほぼ、意見が出尽くしたようです。それでは平成31年度一般廃棄物処理実施計画については、計画原案は適正であると判断するというので、当審議会から答申することとしますが、ご異議ございませんか。

(委員間より「異議なし」の声が上がる)

会長：それでは、そのように答申いたします。

10. 報 告

会 長：次に次第10番報告に入ります。事務局より横手市災害廃棄物処理計画について、説明をお願いします。

「横手市災害廃棄物処理計画」について
(事務局より説明)

会 長：ただいま、事務局より報告がありました。ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

会 長：市内で災害ごみの処理が困難な場合は、協定に基づき広域処理を行うとしている。もし処理が困難な場合他県、他市にお願いすることができるのか。

事務局：県と協定を結んでいるので可能です。また、県内での処理が難しい場合には東北ブロックで紹介をいただき、処理してもらうことが可能です。

会 長：岩手県野田村に視察に行ったことがあるが、あそこのごみは処理に100年かかると言われたが、3年で処理することができた。他県の協力があってこそだと言っていた。逆に他県から災害ごみの処理を要請された場合、今示された仮置き場を整備して受け入れるのか。

事務局：仮置き場まで設置して、受け入れるといった想定はしておりません。東日本大震災の時は、旧東部環境保全センターにて受け入れを行い処理した実績があります。市民からは色々なご意見があった訳です。やはり、東日本大震災の時は、放射能汚染されたものが持ち込まれないかといった相談を頂いておりました。市では県と協力をし、焼却前、焼却後、燃え殻の放射能測定を行い、現在も県の方で行っております。焼却量が非常に多かったということで、被災地の方では廃棄物処理の仮施設を作って、大規模災害の時はそのように対応していたとのこと。処理できない場合には他県にお願いして処理するということとなります。都道府県・国の支援体制ということで、**D-Waste-Net** という仕組みを作っており、大規模災害になりますと、県を通じて、処理体制を確保するという形になります。いずれ東日本大震災を契機に、このような支援体制ができあがっているということでご理解頂きたいと思えます。

委 員：自然災害について、平成29年の大森水害の時にはボランティアに参加したが、すさまじい被害であった。昨今言われているのはクマの被害である。昨年横手公園に出没している。秋田県の方で対策を講じているみたいだが、横手市の方で災害としてクマ対策を行うことは考えているのか。

事務局：クマの件につきましては、横手地域防災計画の対象となっている自然災害とは考えられないので、盛り込むことは考えていません。

1 1. その他

会長：次に次第1 1番その他であります。事務局から何か報告等ございますか。

(事務局なし)

会 長：委員の皆さまから何かございますか。

会 長：少々時間がありますので、地域で困っていること等ありませんか。

委 員：水銀体温計について、役所に出しに行った際に受け取ってくれなかったがどうなっているのか。

事務局：担当者が間違っています。大変失礼しました。

会 長：以上、本日の予定は全て終了いたしました。これで議長の任を解かせていただきます。会の進行に対しまして、ご協力いただき誠にありがとうございました。今後とも皆さまからのご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 2. 閉会

課 長：長時間にわたりありがとうございました。事故にあわないようお気をつけてお帰りください。なお、この後希望があれば、クリーンプラザよこてを見学することが可能です。30分程度で見学が可能です。希望される場合は事務局までお願いします。

平成 年 月 日

議事録署名委員 _____
